「保育所における第三者評価の実施について」（平成 28 年 3 月 1 日付け雇児発 0301 第 3 号、社援発 0301 第 2 号）　正誤訂正

	正	誤
別添 1 - 1 別添 1 - 2　目次	Ⅲ-１-(３)　利用者満足の向上に努めている。 33　Ⅲ-１-(３)-①　**利用者**満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⅲ-１-(３)　利用者満足の向上に努めている。 33　Ⅲ-１-(３)-①　子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。
別添 1 - 2　64 頁	Ⅲ-１-（１）-②　評価の留意点 〇個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。Ⅲ-2-(3)-②「**子ども**に関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。	Ⅲ-１-（１）-②　評価の留意点 〇個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。Ⅲ-2-(3)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。
別紙 別添 1－2　93 頁	Ⅲ-２-（２）-①　趣旨・解説 【指導計画の策定】 （保育所） 〇一人ひとりの子どもに応じた保育を行うためには、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、子どもの発達の視点に立った援助、保護者の意向への配慮など総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、各保育所の保育課程に基づき、指導計画を作成すること**が**必要です。	Ⅲ-２-（２）-①　趣旨・解説 【指導計画の策定】 （保育所） 〇一人ひとりの子どもに応じた保育を行うためには、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、子どもの発達の視点に立った援助、保護者の意向への配慮など総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、各保育所の保育課程に基づき、指導計画を作成すること必要です。
別添 1－1 別添 1－2　目次 別添 1－2　97 頁	44　Ⅲ-２-(３)-①　子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さ**れ**ている。	44　Ⅲ-２-(３)-①　子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さている。
別添 1－2　33 頁	Ⅱ-２-（１）-②　評価基準の考え方と評価の留意点 （２）趣旨・**解説**	Ⅱ-２-（１）-②　評価基準の考え方と評価の留意点 （２）趣旨・目的

別添１－２　52 頁	Ⅱ-4-（1）-②　評価基準の考え方と評価の留意点 （2）趣旨・解説	Ⅱ-2-（1）-②　評価基準の考え方と評価の留意点 （2）趣旨・留意点
別添２-２　15 頁	A⑧　A-1-（2）-⑦　３歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	A⑧　A-1-（2）-⑦　３歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
別紙２-２　27 頁	A⑭　A-1-（3）-③　アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	A⑭　A-1-（3）-③　アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
別添２－２　33 頁	A-1-（4）-②　趣旨・解説 〇食事は、子どもの身体的成長の基本であり、一人ひとりの子どもの発達状況や家庭での生活状況、健康状態等を把握し、おいしく安心して食べることのできる食事を提供するることが必要です。	A-1-（4）-②　趣旨・解説 〇食事は、子どもの身体的成長の基本であり、一人ひとりの子どもの発達状況や家庭での生活状況、健康状態等を把握し、おいしく安心して食べることのできる食事を提供すことが必要です。
別添２－２　40 頁	A-2-（2）-②　趣旨・解説 〇保育所は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等を把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生に予防的に取り組むことができます。	A-2-（2）-②　趣旨・解説 〇保育所は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等を把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生の予防的に取り組むことができます。